

山寺地区地区計画

須賀川市告示 第112号 H4. 11. 24

名 称		山寺地区地区計画		
位 置		須賀川市西川字山寺及び字前田の全部の区域 西川字池ノ下、字池ノ上、字鍛冶田、字山本、字坂ノ上、字西田、字坂ノ下、 字北別所及び字後田の各一部の区域 森宿字狐石、字ウツロ田及び字北向の各一部の区域 山寺道、池下、坂ノ上町及び陣場町の各一部の区域		
面 積		約61. 3ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、中心市街地から約2km北西部に位置し、昭和59年より土地区画整理事業を実施している区域及びその周辺地域であり、近年の幹線道路の開通により土地利用動向に変化が生じている。 このため地区計画を策定することにより幹線道路の沿線やその他の地域の土地利用を計画的に誘導し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針	幹線道路である都市計画道路 山寺土橋線 及び 関下一里坦線 沿道については、当地域の利便性向上を図るため、工場を排して小売店舗及び住宅を主体とした地区とする。国道4号沿道は沿道サービスを促す地区とする。また、地区北部は農家住宅の作業所を立地できるようにするとともに、他の地区は良好な低層住宅地としての土地利用とし、良好な市街地の形成を図る。		
	地区施設の整備方針	道路及び公園は土地区画整理事業により整備するとともに、区画道路については安全で快適な生活道路とする。		
	建築物等の整備方針	良好な市街地を形成するため用途等の制限を行う。		
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり		
	地区整備計画の区域面積	約29. 5ha		
	地区の細分	A地区	B地区	C地区
	地区の面積	約16. 1ha	約11. 8ha	約1. 6ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してならない。 1. モーター、スケート場、ボーリング場 2. マージャン屋、パチンコ屋、射的場 3. 自動車教習所、畜舎(15㎡以上) 4. 工場(ただし食品製造業を除く) 5. 火薬類の貯蔵 6. カラオケボックス 7. 物品販売業を営む店舗又は飲食店で3, 000㎡を超えるもの 8. 上記以外の店舗又は事務所で3, 000㎡を超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 物品販売業を営む店舗、飲食店 2. 兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が50㎡を超えるもの 3. 大学、高等専門学校、専修学校 4. 病院 5. 食品製造業工場 6. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵 7. カラオケボックス	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 国道4号線より20m以内の専用住宅 2. バー、キャバレー、個室付浴場業に係る公衆浴場 3. モーター
建築物等の高さの最高制限	—————	12m	—————	

